

新生活が狙われる？引越直後の若年者を狙った訪問販売トラブル

「引越直後に訪問してきた業者から、管理会社と関連があるような説明を受け契約したがウソだった」などといった引越直後の若年者を狙った訪問販売に関するトラブルが寄せられています。新生活がスタートする3、4月は特に注意しましょう。

【相談事例】

- 引越当日に業者が換気扇フィルターの勧誘に訪れた。管理会社と関連があるような口ぶりであったので、説明を聞いたところ、「居住者はみんな契約している」などと説明された。全室が購入しているなら仕方ないと思い約3万円を現金で支払い、2年分のフィルターを受け取った。その後、不審に思い管理会社に確認したところ無関係であることがわかった。
- 引越当日、「管理会社から紹介された」と言って業者が訪問してきた。「オプションサービスの説明会を管理会社が開いており、水回りの防カビ工事等の説明をしている。説明会に参加していない人に案内している」と言うので、その業者の言葉を信じて現金約10万円を支払い、その翌日に水回りの防カビ工事等が行われた。後日管理会社に確認したところ、「そのような説明会は開いていない」と言われた。

【注意点】

- 引越直後は荷解きや手続きなどで忙しく、新しい生活に不慣れな時期でもあるため、いつもより冷静な判断が出来なくなりがちです。
- 業者の話だけを信じてその場ですぐに契約せず、少しでも疑問を感じたら必ず管理会社に確認しましょう。
- 業者から訪問を受けて契約した場合、特定商取引法に定める書面を受け取った日から数えて8日以内であればクーリング・オフができます。
- クーリング・オフ期間内に工事が行われたとしても、クーリング・オフをした場合は、無償で元どおりに戻すよう求めることができます。

【対処法】

- 不安なことがあったりトラブルに巻き込まれた場合には、一人で悩まず、最寄りの消費生活相談窓口にご相談しましょう。
- 愛媛県消費生活センターでは消費生活に関する相談を受け付けております。また、愛媛県内の全ての市町にも「消費生活相談窓口」が設置されております。